

1 受付及び申請書類について

質問		回答	
1	対象となる住宅は。	1	居住形態のある、戸建て住宅、店舗併用住宅(住宅以外の部分は除く)、共同住宅、長屋、マンションなどです。
2	他の補助制度との併用は可能か。	2	補助対象工事に対して重複して補助を受けることはできません。
3	すでに工事を始めている場合や工事が完了している場合でも、申請できるか。	3	申請できません。申請書を提出して、交付決定通知書を受け取ってから行う工事が対象となります。 ただし、令和2年7月28日から令和2年8月31日までの期間に着手した工事で、補助対象要件の確認ができるものは対象となります。
4	「令和2年7月28日から令和2年8月31日までの期間に着手した工事」は、どのように確認するのか。	4	工事着手については、交付申請書(様式第1号)の「工事予定期間」を「工事実施期間」と読み替えて判断します。
5	申請は、代理人(家族や施工業者など)でも可能か。	5	このたびは新型コロナウイルス感染拡大防止の補助事業であるため、電子申請又は郵送(簡易書留等)による申請をお願いしています。原則、申請者自ら申請をお願いします。また、書類の不備があった場合、全て揃ってからの受付となります。
6	住宅の所有者と異なる者が申請をすることはできるか。	6	住宅の所有者の二親等以内の方であれば申請することができます。申請の際、親族関係(二親等以内)がわかる書類(戸籍謄本等)を添付してください。 また、所有者の承諾を受けている賃借人も申請することができます。
7	既に完了している工事について、事業内容や工事費の支払い等はどのように確認するのか。	7	補助対象事業の内容が確認できる図面や資料等、補助対象事業の工事金額が確認できる見積書等、補助対象事業の実績が確認できる写真(工事前、完成)、工事費の支払い状況が確認できる書類(領収書、振込記録等)などで確認します。
8	既に完了している工事や施工中の工事(Q4の期間に着手したもの)について、工事前の写真を撮り忘れていた場合は補助対象とならないか。	8	補助対象事業の内容が確認できないため対象となりません。
9	複数の共同住宅を所有しており、対象となるリフォーム工事を考えているが、建物ごとに申請ができるか。	9	申請は、1所有者につき1申請となっていますので、複数の共同住宅がある場合は、まとめて申請してください。
10	住宅の所有者が死亡し、相続登記をしていない場合、親族が申請することができるか。	10	二親等以内の親族の方は申請できます。親族であることが証明できる書類(戸籍謄本等)を提出してください。
11	市内の別の場所に住んでいて、中古住宅を購入し、リフォーム後に転居して住む場合、申請の対象となるか。	11	対象になります。完了報告書を提出するときに、住民票(対象住宅の住所が記載あるもの)の写しを提出してください。

12	市外に住んでいて、中古住宅を購入し、リフォーム後に転入して住む場合、申請の対象となるか。	12	対象となりません。宇部市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。
13	交付決定を受けた後に、補助対象となる工事を追加する場合、補助金交付額は変更できるか。	13	交付決定通知書に記載された助成金交付決定額が上限となり変更はできません。ただし、減額された場合は助成金額も減額となります。交付変更申請の手続きをしてください。
14	工事完了報告書に添付する「工事実施期間」の日付は。	14	工事完了報告日は工事代金を支払った日(領収書の日付)としてください。

## 2 対象となる住宅について

質問		回答	
15	店舗や事業所などと一体となっている住宅を工事する場合、補助の対象となるか。	15	住宅部分のみ対象となります。
16	在宅ワークをするための部屋を増築する場合、補助の対象となるか。	16	<p>新築・増築工事は対象となりません。</p> <p>ただし、増築工事で「不動産の取得」に該当しないと判断できるものは対象となります。</p> <p>(「不動産の取得」に該当するものは、下記の要件すべてを満たすもの)</p> <p>① 外気分断性: 屋根及び周壁またはこれに類するもの(3方向以上壁で囲われている等)を有し、独立して風雨をしのぐことができること。</p> <p>② 土地への定着性: 基礎等で物理的に土地に固着していること。</p> <p>③ 用途性: 建造物が家屋本来の目的(居住・作業・貯蔵等)を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること。</p>
17	所有する貸家を工事する場合、補助の対象となるか。	17	申請時において居住形態のある貸家は対象となります。居住形態がないものは対象となりませんが、完了報告時に居住形態が確認できるもの(賃貸契約など)は対象となります。

## 3 対象となる工事について 他

質問		回答	
18	「新しい生活様式に対応」した住宅リフォーム補助金の対象となる工事は。	18	<p>「新しい生活様式の取り組み」と認められる工事とし、在宅ワークスペース確保、玄関先手洗器の設置、玄関網戸の設置、タッチレス玄関ドアの設置(交換)、換気設備の増設、固定式宅配ボックスの設置、ウッドデッキ、日陰棚などを想定しています。また、グリーンリフォームとして、庭でガーデニングが出来るような環境整備工事も対象とします。</p> <p>この他にも、補助目的に合致するものは対象となりますので、ご提案いただければ個別に判断します。</p>

19	対象とならない工事とは。	19	<p>「新生活様式」と直接関わりのない工事(既存設備の取り替えや更新、撤去のみの工事など)、グリーンリフォームと直接関わりのない外構工事(門、塀、舗装など)、消耗品・備品の購入、受注者による領収書が発行されない工事、リース・レンタル物件などは対象外となります。</p> <p>(例:換気設備の増設は対象となりますが、取り換えは対象外)</p>
20	グリーンリフォームとは。	20	<p>「ステイホーム」、家で過ごす時間も増えており、庭でガーデニングが出来るような環境を整備する工事を対象としています。例として、花壇やレンガ等の園路整備、立水栓やローズフェンスの設置、木や植物の植樹などです。既存樹の伐採や剪定、雑草対策などは対象となりません。</p>
21	自社製品の使用や自社施工による工事も補助対象となるか。	21	<p>補助対象経費は利益相当分を排除する必要があること、また、自社で工事を行った場合は経費が発生しないため対象となりません。</p>